

多量排出占有者の手引き

令和7年度(2025年度)版

吹田市 環境部 環境政策室

目 次

1	はじめに	1
2	吹田市の事業系ごみの現状	1
3	事業系廃棄物について	2
4	多量排出占有者の責務	3
5	3 Rの実践	5
6	ごみ減量への手順	6
7	立入調査の実施	7
8	指導及び勧告、公表、受入拒否	8
<参考資料>		
1	廃棄物の区分及び種類	9
2	吹田市一般廃棄物（ごみ）処理許可業者	10
3	機密文書・廃棄文書リサイクル事業者	10

Ⅰ はじめに

近年、我が国における社会経済活動の拡大は、国民生活に豊かさをもたらした一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄が行われ、その結果、地球の温暖化をはじめとする地球規模での生活環境の悪化や、最終処分場の残余容量の逼迫、不法投棄の拡大等深刻な社会問題を生じさせています。このため、廃棄物の減量・資源化に対する取組を推し進めるとともに東日本大震災による省エネルギー等、身近な環境問題への関心が高まる中で、その早急な対応が喫緊の課題となっています。

本市におきましては、令和4年度(2022年度)から令和10年度(2028年度)までを計画期間とする「吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。

現在では、本計画を基に市民や事業者の方々とともにごみ減量・資源化に取組み、吹田市らしいコミュニティ活動の展開や、環境負荷の少ない循環型社会の構築を進めています。

市内事業者の皆様には、ごみ減量・再資源化の取組の強化に向けて、本手引きを御活用いただければ幸いです。

2 吹田市の事業系ごみの現状

吹田市における令和5年度(2023年度)のごみの総排出量は、約108,152トンです。このうち、事業系のごみについては、約32,680トンで総排出量の約30%にあたり、昨年度と同程度となりました。

令和6年度に御提出いただきました「事業系一般廃棄物減量計画書」(令和5年度実績)によると、事業系一般廃棄物の資源化率は「段ボール」は高い割合を示していますが、「OA用紙」や「雑誌類・雑がみ」は、比較的低い割合となっています。

事業者の皆様には、令和4年(2022年)2月に策定した「吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画」で重要な施策として挙げている雑がみのリサイクルや食品ロス削減をはじめとした環境に配慮した事業活動をしていただきますようお願いいたします。

3 事業系廃棄物について

事業系廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のことをいいます。事業活動とは、飲食店や各種店舗だけではなく、事務所や病院、学校等も含みます。

事業系廃棄物の中でも、法律によって定められている 20 種類を産業廃棄物といい、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物といいます。

また、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものは特別管理廃棄物に指定されます。特別管理廃棄物とは、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けられ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制が行われます。（詳しくは環境省ホームページを御覧ください。）

そして、事業系一般廃棄物については排出事業者自身に処理の責任が課せられています。そのため、家庭系廃棄物とは異なり市では収集できません。

【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第3条 事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

4 多量排出占有者の責務

吹田市では、吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に基づき、毎月2トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者を多量排出占有者と定めて、多量排出占有者に事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出、廃棄物管理責任者の選任及び届出を義務づけています。

事業系一般廃棄物減量計画書について

前年度の廃棄物の排出量の実績と当該年度の廃棄物の排出量の計画及びその他廃棄物に関する事項を記載します。

現在の取組み状況や、今後の廃棄物の減量に関する計画に基づき、計画年度の各廃棄物の排出見込み・資源化率を記入してください。

廃棄物管理責任者について

廃棄物管理責任者は、事業所全体の廃棄物の減量・資源化及び適正処理を実施するため、社員やテナント、その他関係者の中心となって、具体的な企画提案、調整及び助言、指導等を行います。

廃棄物管理責任者の業務には、

- ①排出される廃棄物の種類と排出量の現状把握
- ②減量化・再資源化・適正処理に関する計画の作成と事業所内、従業員への周知・指導

- ③事業系一般廃棄物減量計画の実行

等が挙げられます。

廃棄物管理責任者の選任は、事業所から生ずる廃棄物の状況を常時把握できる方の中から行ってください。

※廃棄物収集業者や資源物収集業者を、廃棄物管理責任者に選任することはできません。

廃棄物管理責任者を選任又は変更した場合は、「廃棄物管理責任者選任・変更届」を速やかに提出してください。

廃棄物管理責任者選任・変更届の様式は、下記のホームページに公表しています。

【多量排出占有者】

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018079/1018080/1018082/1002872.html>



（参考）

吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第21条 市長は、事業系一般廃棄物を多量に排出する占有者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量計画書の作成及び提出、その他必要な指示を行なうことができる。

吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

第14条 条例21条に規定する事業系一般廃棄物を多量に排出する占有者（以下「多量排出占有者」という。）は、毎月2トン以上の一般廃棄物を排出する事業者とする。

2 多量排出占有者は、自ら減量目標値を設定した事業系一般廃棄物の減量計画を定め、これを実施するとともに、毎年度市長が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した減量計画書を市長に提出しなければならない。

- (1) 提出者の氏名又は名称等
- (2) 前年度の処理実績及び当該年度の処理計画
- (3) 事業所の概要及び廃棄物処理の状況
- (4) その市長が必要と認める事項

3 多量排出占有者は、事業系一般廃棄物の分別及び資源化を徹底するため廃棄物管理責任者を選任しなければならない

4 多量排出占有者は、前項の廃棄物管理責任者を選任し、又は変更したときは、廃棄物管理責任者選任・変更届により市長に届け出なければならない。

5 3 Rの実践

循環型社会を構築するために取組む行動には優先順位があります。

第1にごみの発生を抑制する「Reduce（発生抑制）」、第2に繰り返し使用する「Reuse（再使用）」、第3に再び資源として利用する「Recycle（再生利用）」があり、これらの頭文字をとって「3 R」と呼ばれています。この3 Rを実践することで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築が可能となります。

以上の優先順位を踏まえて、次のようなごみ減量・再資源化に取り組んでください。

【取組事例】

1 Reduce（リデュース）・・・ごみを減らす（発生抑制）

- 両面コピーの励行、文書の共有等により、コピー用紙の使用量抑制に取り組む。
- 事務用品の購入にあたっては、必要性を十分検討し、無駄な在庫を持たないようにする。
- ごみ箱を減らし、資源化可能なものをごみにしない体制をつくる。
- お茶やコーヒー等は湯のみやカップを利用し、紙コップ等の使用量を減らす。
- 生ごみを出す前は水切りをする。
- 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物対策への指導強化に努める。

2 Reuse（リユース）・・・繰り返し使う（再使用）

- ミスをしたコピー用紙等は、内部資料やメモ用紙等に再使用する。
- 使用済みの封筒、ファイル、フォルダー等は、内部連絡等に再使用する。
- 容器のリターナブル化やデポジット制を実施する。
- 詰め替え可能な商品の生産の促進を図る。
- 通い箱、パレットの使用等、運搬資材・梱包資材の省資源化、再使用を推進する。

3 Recycle（リサイクル）・・・資源にする（再生利用）

- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ（OA用紙、包装紙、封筒等）に分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。
- 機密文書は、その再資源化方法を収集運搬許可業者（PIO・「参考2」参照）に相談する。また、裁断や溶解処理をする場合、再生利用する専門業者に相談する。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、廃棄物処理許可業者に資源化物として引き渡す。
- 廃食用油（植物油）を分別し、再資源化に努める。
- 残飯や調理くずは、生ごみ処理機等によるたい肥化や、再生利用事業者へ搬入し、たい肥化や飼料化に努める。

6 ごみ減量への手順

「5. 3 Rの実践」を踏まえ、ごみ減量に向けて次の手順を参考に取り組んでください。

1 ごみ減量・資源化のための組織作り

各部署（テナント）から責任者を選任する。

関係者の協力機関を設置する。

2 ごみ処理状況の現状把握

廃棄物の種類、発生量の把握

廃棄物の分別、処理体制の確認

資源化の状況把握（種類及び量の把握）

3 廃棄物の減量・資源化の計画、システム作成

資源化実施について、廃棄物にかかわる関係者と調整、協議
取組事項を策定

資源化実施対象品目の選択

廃棄物の分別基準の決定

資源化目標の設定、減量効果の明確化

廃棄物収集業者、資源物収集業者との相談、契約

事前分別、回収、保管、排出等の役割分担の決定

再生品の利用（購入）の検討

4 施設の整備

廃棄物、資源化物、再利用対象物保管場所の整理

各部署（テナント）に古紙回収箱や分別回収箱を設置

5 社員、従業員への啓発、計画の周知

分別の種類、方法等の表示

社員、従業員の役割の周知徹底

具体的な行動手順の指示

各部署（テナント）の従業員への研修会実施

6 計画実施の進行管理

各部署（テナント）での取り組み状況の点検

保管場所の分別状況の確認

廃棄物量、資源化量の定期的な把握

7 見直し、改善

計画目標との違いの原因分析

目標未到達の各部署（テナント）に対して、改善を要望

テナントや従業員の意識啓発に努め、計画実践の徹底

7 立入調査の実施

吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 30 条に基づき、市職員が事業所内に立ち入り、廃棄物の減量・資源化、適正処理の推進等の実態を調査するとともに、事務所内での問題点、課題点を伺いながら、必要な助言・指導を行います。

立入調査内容（例）

事業所内の廃棄物の減量・処理システムについての聴き取り

収集頻度について

廃棄物ごとの処理方法（自家処理、収集業者委託等）について

処理のルートについて

処理契約状況について

廃棄物の減量・資源化促進に必要な設備の確認

各部署（テナント）での廃棄物分別容器（可燃・不燃）や資源回収容器（古紙・缶・びん・ペットボトル・発泡スチロール等）の設置状況及び分別状況
廃棄物保管場所、資源物保管場所の規模及び分別保管状況

廃棄物の発生抑制及び資源化の実施状況の確認

減量化・資源化の実施状況について（具体的な取組みの内容）

従業員等への啓発実施状況について

店頭回収及び簡易包装への取組みについて（小売店舗のみ）

※立入調査時には、廃棄物管理責任者の立会いをお願いいたします。

8 指導及び勧告、公表、受入拒否

吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 31 条に基づき、必要な指示に従わない場合、次のような措置を講じることがあります。

《指導及び勧告から受入拒否まで（例）》

事業系一般廃棄物減量計画書の提出がないとき

廃棄物管理責任者選任・変更届の届出がないとき



指導及び勧告
(吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 31 条)



公 表

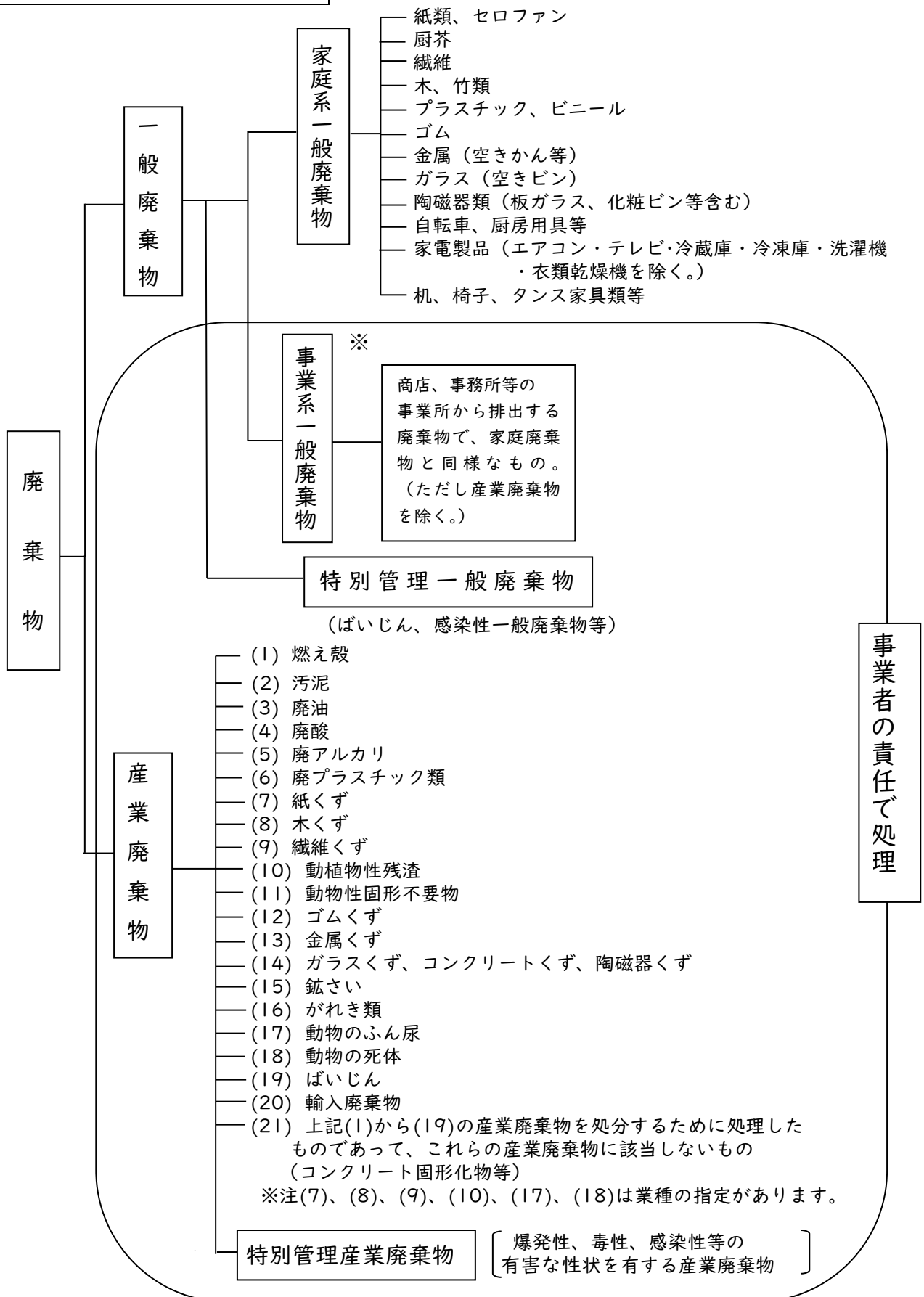
指導、勧告に従わない場合は、吹田市は、吹田市公報等に公表することができます。
(吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 32 条)



受入拒否

公表後においても指導、勧告に従わない場合は、吹田市は、当該多量排出占有者が排出する事業系一般廃棄物の市の処理施設での受入を拒否することができます。
(吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 33 条)

参考Ⅰ 廃棄物の区分及び種類



※ 事業系一般廃棄物……事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物

参考2 吹田市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)大建工業所	吹田市山田西 1-34-1	06-6877-0771
大道興業(株)	吹田市中の島町 4-47	06-6382-3944
西川清掃(株)	吹田市岸部中 2-10-10	06-6388-2131
鍵本産業(株)	吹田市川岸町 7-10	06-6323-0332
北大阪清掃(株)	吹田市南吹田 1-15-19	06-6319-0957
(株)石原産業	吹田市垂水町 1-56-5	06-6330-5660
都市クリエイト(株)	吹田市南吹田 5-6-11	06-6368-6037
(株)マルサン	吹田市江坂町 3-48-51	06-6190-2567
(株)NANBU	吹田市江坂町 5-21-9-203	06-6190-8888
(株)村尾興業	吹田市東御旅町 5-34	06-6370-2400

※収集回数、料金等は直接業者にお問い合わせください。

参考3 機密文書・廃棄文書リサイクル事業者

事 業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)アリビオ	(本店) 吹田市山田西 1-22-A1-110	072-749-5170
大阪紙業(株)	門真市四宮 4-2-41	0120-54-7838 072-883-0561
(株)後藤 南大阪営業所	八尾市南本町 9-5-18	0729-92-3789
(株)シオザワ 関西支社	東大阪市楠根 3-5-34	06-6745-4030
(株)高淨	高槻市大塚町 1-19-5	072-675-5411
ナカバヤシ(株) 大阪本社	大阪市中心区北浜東 1-20	06-6943-5555
(株)日本パープル 大阪支店	吹田市南金田 2-8-17	06-6310-9525
(株)リバーズ 大阪営業所	大阪市北区西天満 3-14-16	06-6313-2227

※回収方法、料金等は直接事業者にお問い合わせください

令和 7 年(2025 年) 6 月

編集・発行 吹田市 環境部 環境政策室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町 1-3-40

TEL (06) 6384-1702